

令和元年6月12日現在

機関番号：12601
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2016～2018
課題番号：16K04137
研究課題名(和文) 障害者への合理的配慮の効果的な提供のための環境的・財政的基盤構築に関する研究

研究課題名(英文) Research on Structuring Environmental and Financial Foundations for Reasonable Accommodation to Persons with Disabilities

研究代表者
星加 良司 (Hoshika, Ryoji)

東京大学・大学院教育学研究科(教育学部)・准教授

研究者番号：40418645
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、障害者に対する合理的配慮が効果的に提供される条件を明らかにし、それを可能にする環境的・財政的基盤を構築していくに当たって有効な知見を導出することを目的として、理論的及び実践的な研究を実施した。具体的には、合理的配慮の運用における「非過重性」基準の制約的效果とその解消の手段に関して、主に旅行業を対象とするケーススタディに基づく理論研究を行った。また、研修モジュール(eラーニング、ワークショップ等)を開発し、効果検証研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義
障害差別禁止法制に関しては、それが障害者の参加機会に対して与える影響に着目した研究が社会福祉や社会保険法、労働法等の領域で蓄積されつつあるが、企業のパフォーマンスへの影響といった産業社会学的な観点からの関心はきわめて希薄である。本研究から得られる知見は、従来の福祉研究の片面的な課題設定を越えて、機会平等施策に対するより包括的で強力な根拠の提示につながる可能性を示すことになる。また、組織のダイバーシティとパフォーマンスを両立させるための実践的な介入の手法に踏み込んだ研究である点は、ダイバーシティ研究としての新規性も含んでいる。

研究成果の概要(英文)：This project aims to articulate conditions for effective provision of reasonable accommodations to disabled persons, and bring up significant perceptions to enable them through theoretical and practical researches. We clarify some functions of "undue burden" as a negative condition for providing reasonable accommodations, mainly through a case study about the business for tourism. Furthermore, we develop contents and technique of the educational programs (including e-learning courses and workshops) to contribute to inclusion of social minorities in various organizations.

研究分野：社会福祉学

キーワード：合理的配慮 多様性

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2016年4月から、事業や雇用に当たって障害者に対する差別を禁止する法律(「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」)が施行され、障害者の参加を促進する法的環境が劇的に変化した。中でも、障害者に対して参加機会の平等を実現するために、相手方が、過重な負担を伴わない範囲で現状を変更するために講じる措置を義務付ける「合理的配慮」の概念は、日本の実定法の体系に初めて導入されるものである。

この概念は、適切な配慮がなされないために参加機会を制約されてきた障害者にとっての社会的障壁を除去するものとして期待されているが、合理的配慮を日本社会において有効に機能させていくためには様々な課題がある。中でも、合理的配慮の提供義務が「非過重」な範囲に限定されるという制約条件については、その運用のあり方次第で権利保障の機能を実質的に無効化しかねない危険性を含んでいる。

こうした問題意識の下、応募者はこれまで「非過重性」という合理的配慮の制約条件についての理論的分析を行うとともに、企業において合理的配慮を着実に根付かせるための有効な研修方法の開発を実施してきた。これらの研究の成果を踏まえ、差別禁止法制が施行される研究開始当初のタイミングで、次の2つの論点に関わる研究を遂行することが不可欠であると考えに至った。

第1は、差別禁止法制の施行後、障害者に対するサービス提供や、障害者のいる職場環境においてなされる配慮がどのように変化したか(あるいはしなかったか)について実態調査を行い、配慮提供に当たって「過重/非過重」の線引きがどのように運用されているのかを分析することである。配慮の有効性とコストとが正の相関を示すような場合には、障害者側の「必要性」がまだ十分に満たされていないにもかかわらず、企業側の「非過重性」の限界を超えてしまうということが起こりうる。このような場合、障害者側の「必要性」の観点からは不十分な配慮提供に留まることとなり、障害者の参加機会は実質的に保障されないままになる恐れがある。

第2は、配慮のコストの側面とは別に、配慮を行いつつ多様な人々の参加を受容する環境を作ることが、企業にとってポジティブな価値を持つ可能性を探究することである。これは、障害者に対する差別的取扱いの禁止と合理的配慮義務を要求されることになる企業において、組織のパフォーマンスと両立する形で、いかにして法的要請に対応していくのかという課題である。組織が多様な構成員の参加に開かれることは、これまでその機会を制約されていた人々に対して公正な競争条件を確保するという意味で、内在的に価値のあることである。ただし、それによって組織にとって重要な他の価値が毀損されるというトレードオフが生じる可能性があるような場合には、そうした影響への適切な対処について十分な検討を行っておかなければ、組織のパフォーマンスの低下につながることはもとより、マイノリティに対する偏見や敵意を助長するという形で多様性尊重の機運をも阻害しかねない。

2. 研究の目的

前記問題意識を踏まえ、本課題の研究期間において以下の研究を実施する。

- (1) 合理的配慮に関する研修を実施済みの企業において、法の施行後どのような配慮提供が実施されているか(あるいはされていないか)について、量的及び質的な調査を行い、実態を明らかにする。
- (2) (1)によって得られた実態を踏まえ、「非過重性」という要件が障害者の参加機会を阻害しないための環境的・財政的基盤について検討し、提案する。
- (3) 障害のある従業員や顧客に対して新たな法的義務を負うことになる企業において、コスト・リスクを最小化するとともに、ポジティブな価値の創出につながるマネジメントを実現する手段として、効果的な研修プログラムを開発し、その効果を検証する。

3. 研究の方法

本研究では、障害者に対する合理的配慮が効果的に提供される条件を明らかにし、それを可能にする環境的・財政的基盤の構築に資する手法を提示することを目的として、(1)合理的配慮の提供実態の調査、(2)障害者の参加機会を確保する環境的・財政的基盤の検討、(3)企業にとってのポジティブな価値の創出につながるマネジメント手法の開発、という課題を有機的に関連付けて研究を遂行する。

なお、本研究は応募者が研究代表者として単独で遂行するものであるが、研究の実施に当たっては、富士通株式会社及び株式会社ジェーティービーから、合理的配慮の提供実態の調査、ならびに、研修プログラムの試行・検証のフィールドの提供を受けた。また、各分野の専門の研究者から、適宜助言・協力を得る体制を取った。

4. 研究成果

2016年度は、課題(2)に関してこれまでの研究蓄積を書籍としてまとめたほか、課題(1)及び課題(3)について新たに研究に着手した。課題(1)においては、旅行業の関連事業において提供されている配慮に関して(株式会社ジェーティービー等と協力)法施行後の実態について調査するため、合理的配慮の制約条件として機能する「非過重性」という要件の運用実態に焦点を当てた量的・質的調査のデザインを行った(調査票の作成等)。また、課題(3)においては、組

織のパフォーマンスを把握するための適切な基準と方法を明らかにするための理論研究を進めたほか、その知見を踏まえた研修モジュールの開発と効果分析を進めた（JTB 総合研究所『（旅行業向け）障害者差別解消法 e ラーニング（基礎編）』及び『同（実践編）』の開発、及びその試行と結果の分析）。

2017 年度は、課題(1)の調査を継続しつつ、主に課題(2)・課題(3)に焦点を当てた研究を実施した。課題(2)においては、株式会社ジェーティービーと連携して、合理的配慮の「非過重性」基準の運用がトラブル（障害者の参加機会の制約）を生じさせるのはどのような場合であり、それはいかにして解消されうるのかについて、ケーススタディによる分析を進めた。また、課題(3)においては、初年度の研究を踏まえて研修モジュール（e ラーニング、ワークショップ等）を開発し、富士通株式会社、株式会社ジェーティービー等の協力を得て、その実施と効果検証を行い、モジュールの更新を行った。

最終年度である 2018 年度においては、主に課題(2)・課題(3)に焦点を当てた研究を実施した。課題(2)においては、合理的配慮の運用における「非過重性」基準の制約的効果とその解消の手段に関して、主に旅行業を対象とするケーススタディに基づく理論研究を実施した。また、課題(3)においては、初年度の研究を踏まえて研修モジュール（e ラーニング、ワークショップ等）を開発し、公益財団法人日本ケアフィット共育機構との連携による企業調査、及び、「組織変革のためのダイバーシティ（Org.Transformation by Diversity）」プロジェクトの実施により、効果検証研究を行った。

これらを通じて、障害者に対する合理的配慮が効果的に提供される条件を明らかにし、それを可能にする環境的・財政的基盤を構築していくに当たって、一定の知見を提示することができた。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

星加良司, 2018, 「合理的配慮と医学モデルの影」『障害学研究』13: 125-138
星加良司, 2018, 「『心のバリアフリー』に求められる視点」『リハビリテーション』609: 25-29.
西田玲子・飯野由里子・星加良司, 2019, 「旅行業における『同伴者の同行』という条件付与の不当性：障害者差別解消法の課題」『障害法研究』3.（投稿中）

〔学会発表〕(計 3 件)

星加良司, 「排除という問題系：『インクルーシブ教育』は答えになるか」第 74 回日本教育学会大会、北海道大学、2016.8.25.
西田玲子・星加良司・飯野由里子, 「障害者差別解消法企業向け e ラーニングの受講結果における属性、経験別の傾向」第 14 回障害学会大会ポスター報告、神戸学院大学、2017.10.28.
星加良司, 「『障害 支援』のパラダイムシフト」全国高等教育障害学生支援協議会第 4 回大会、国立オリンピック記念青少年総合センター、2018.6.29.

〔図書〕(計 3 件)

川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司, 2016, 『合理的配慮』（共著）, 有斐閣, 総ページ数 256p
栗田季佳・星加良司・岡原正幸, 2017, 『対立を乗り越える心の実践』（共著）, 東京大学出版会, 総ページ数 88p
木村泰子・小国喜弘編, 2019, 『「みんなの学校」をつくるために：特別支援教育を問い直す』（分担執筆）, 小学館, 総ページ数 192p

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。